

桑名市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第5号

桑名市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

桑名市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年桑名市規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」の次に「等」を加え、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第4号中「除却」の次に「等」を加え、同条第2項中「第49条第1項の規定」を「第76条の25第1項の規定」に、「第102条第2項」を「第163条の56第2項」に、「第49条第1項第2号」を「第76条の25第1項第2号」に改める。

第3条中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同条第1号中「第102条第2項第2号」を「第163条の56第2項第2号」に改め、同条第3号中「除却」の次に「等」を加える。

第4条の見出し中「除却」の次に「等」を加え、同条中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改める。

第5条の見出し中「除却」の次に「等」を加え、同条中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改める。

第6条の見出し中「容積率」の次に「等」を加え、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改め、同条第1号中「第50条」を「第76条の28」に改め、「除却」の次に「等」を加え、同条第3号中「容積率」の次に「等」を加える。

第7条中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

様式第1号中「除却」の次に「等」を加える。

様式第2号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項」に改める。

様式第3号中「容積率」の次に「等」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。